

基発第1029011号

平成16年10月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成16年新潟県中越地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

平成16年新潟県中越地震（以下「地震」という。）は、新潟県中越地域を中心に甚大な被害をもたらし、産業活動に対する影響も相当広範囲に及ぶと予測される場所である。

本地震により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされているものもあり、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保にも影響が懸念される場所である。

このような状況にかんがみ、本地震に伴う、「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)に基づく未払賃金の立替払事業の運営について、別添(写)のとおり新潟労働局長に対し指示した場所であるので、丁知されたい。



基発第1029010号  
平成16年10月29日

新潟労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 平成16年新潟県中越地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

平成16年新潟県中越地震（以下「地震」という。）は、新潟県中越地域を中心に甚大な被害をもたらし、産業活動に対する影響も相当広範囲に及ぶと予測される場所である。

本地震により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされているものもあり、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保にも影響が懸念される場所である。

このような状況にかんがみ、本地震により被害を受けた事業場に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）の運営については下記によることとしたので、了知するとともに、労働者等の置かれている状況に十分配慮し、対応に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 趣旨

地震のため、事業場において事業活動の停止のやむなきに至り、賃金の支払のための資金が確保されず、このため、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する立替払事業について、その実情を踏まえつつ迅速に実施し、早急な救済を図ることとしたものであること。

なお、このことによつて、立替払事業の基本的な仕組みや要件が変更されるものではなく、また、労働者、事業主及び独立行政法人労働者健康福祉機構の権利関係に変更をもたらすものではないこと。

#### 2 対象となる範囲

##### (1) 対象事業主

地震に伴い、災害救助法（昭和22年法律第118号）2条の規定に基づき

その適用の対象とされた地域（以下「被災地域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であって、地震による建物の倒壊等の直接的な被害（以下「地震災害」という。）により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないものとする。

(2) 対象労働者

上記(1)の事業主の被災地域に所在する事業場（以下「対象事業場」という。）において使用されていた労働者であって、地震災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているものとする。

3 被災地域における労働者等の実情を踏まえた対応

(1) 申請に必要な書類の簡略化等

立替払事業に係る申請に際して添付しなければならない書類を対象事業場が被災したことにより入手できない場合等にあつては、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第3項ただし書及び同令第14条第2項ただし書の規定を踏まえて、地方公共団体が発行する罹災証明書等の申請者側において入手可能な各種資料を最大限活用すること等により、申請に当たっての労働者等の負担をできるだけ軽減するものとする。

(2) 迅速な処理

必要な事務処理体制の確保に配慮するとともに、対象労働者からの立替払事業に係る申請等については迅速に処理すること。

なお、立替払事業に係る支給事務を行う独立行政法人労働者健康福祉機構においても、被災地域に係るものについては、特に迅速化を図ることとしていること。

4 その他

今回の取扱いについては、以下のことに留意すること。

(1) 立替払事業の実施については、

ア 別途送付するリーフレット等を活用し、被災地域の中小企業事業主や労働者等に対して、十分な周知に努めるとともに、その置かれている状況にかんがみ、適切に対応するよう配慮すること。

イ 業務処理を迅速に行うため、特に事業主の協力が重要であることに留意し、事業主の来庁、関係資料の提供等が円滑に行われるよう配慮すること。

(2) 不正受給の発生の防止に留意すること。

(参考)

被災地域及び所轄労働基準監督署

| 被災地域 |  | 所轄労働基準監督署  |
|------|--|------------|
| 新    | 長岡市、栃尾市、<br>三島郡（出雲崎町・越路町・三島町<br>・与板町・和島村）<br>古志郡（山古志村）                     | 長岡労働基準監督署  |
|      | 東頸城郡（安塚町）  | 高田労働基準監督署  |
| 潟    | 見附市、<br>南蒲原郡（中之島町）   | 三条労働基準監督署  |
|      | 柏崎市、<br>刈羽郡（小国町・刈羽村・西山町）   | 柏崎労働基準監督署  |
| 県    | 小千谷市、<br>北魚沼郡（入広瀬村・川口町・小出町<br>・守門村・広神村<br>・堀之内町・湯之谷村）<br>南魚沼郡（塩沢町・六日町・大和町） | 小出労働基準監督署  |
|      | 十日町市、<br>中魚沼郡（川西町・津南町・中里村）   | 十日町労働基準監督署 |